別紙１

令和８年第３回豊島区議会定例会提出案件の可決した主な条例について

主な条例

１．豊島区附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

学校の改築に際し、外部有識者の専門的かつ客観的な意見等を設計事業者の選定に反映するため、附属機関「豊島区学校施設設計事業者選定委員会」を新たに設置するとともに、役割を終えた附属機関を廃止する。

【企画課 / 学校施設課】

２．豊島区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館営業に起因する周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、営業施設内に玄関帳場（フロント）を設置し、同施設内に営業従事者が常駐することを義務付けるほか、指導又は助言、勧告及び公表について条文の新設をするなど、所要の改正を行う。

【生活衛生課】

３．豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

こども性暴力防止法※の施行に伴い、指定障害児通所支援事業等を提供する事業者に対して、従事者による児童対象性暴力等を防止し、障害児を保護するために、条例を改正する。

※学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

【障害福祉課】

４．豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

こども性暴力防止法等の施行に伴い、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対して、従事者による児童対象性暴力等を防止し、児童等を保護するほか、規定の整備を図るために、条例を改正する。

●改正する条例の一覧

①豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
②豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
③豊島区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
④豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
⑤豊島区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
⑥豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

【条例① 子ども若者課 / 条例②～⑤ 保育支援担当 / 条例⑥ 保育課】